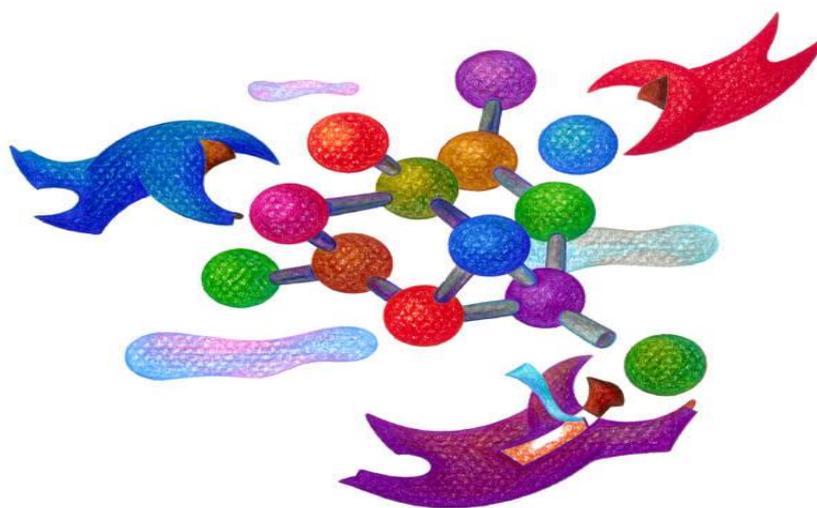


橿原市市民協働指針（改定案）

「ともにそだてる、わたしたちのまち」



橿原市

～目次～

1. 市民協働指針改定の背景と目的 . . . P. 3～4
 - (1) 改定の背景
 - (2) 改定の目的

2. 市民協働とは . . . P. 5～8
 - (1) 協働
 - (2) 市民協働の考え方
 - (3) 市民協働の必要性
 - (4) 市民協働の効果

3. 檀原市の状況 . . . P. 9～13
 - (1) 現状、課題
 - (2) 目指す姿

4. 市民協働によるまちづくりの進め方 . . . P. 14～17
 - (1) 協働を進めるには
 - (2) 環境づくり

5. 市民協働の体制づくり . . . P. 18～20
 - (1) 行政の役割と姿勢
 - (2) 市民の意識と関わり方
 - (3) 地域（自治会など）
 - (4) 市民活動団体

6. これからの市民協働 — ともにそだてる、わたしたちのまち . . . P. 21～22
 - (1) 相互理解の促進
 - (2) 協働しやすい環境づくり
 - (3) 協働の体制づくり

- (4) 参加しやすい入口の明示
- (5) これからの市民協働とは
「ともにそだてる、わたしたちのまち」

<資料編>

・・・P. 23～44

1 市民協働指針改定の背景と目的

(1) 改定の背景

橿原市では、平成25年3月に「橿原市市民協働指針」を策定し、橿原市第3次総合計画に基づき、市民と行政※₁が協働して進めるまちづくりに取り組んできました。その後、令和3年3月に策定された橿原市第4次総合計画※₂では、政策目標の一つに「みんなが健やかに、支え合って暮らせるまち」を掲げ、市民が主体的に地域に関わる姿勢や、信頼に基づく行政運営の推進が重視されています。

指針策定時から現在にかけて、ICT※₃の急速な普及により、SNSを通じた情報発信や交流が日常化し、世代や地域を越えた新たなつながりが生まれました。一方で、情報量の増加に伴う混乱や意見の分断などの課題も顕在化しています。また、近年は地震や風水害が相次いで発生しており、災害への備えや、平時からの地域内の連携・支え合いの重要性が一層高まっています。こうした情勢の変化を踏まえ、行政においても、市民との対話や協働を基盤とした取組が求められています。

このような中、一つ目に、全国的な人口減少・少子高齢化や価値観の多様化、コロナ禍※₄を経て、社会構造や地域課題は大きく変化し、地域のニーズは多様化・複雑化しています。二つ目に、地域の担い手は、防災・防犯・福祉など、行政だけでは対応しきれない分野で重要な役割を担っている一方、構成員の高齢化や担い手不足、活動負担の増加などの課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、市民と行政がそれぞれの強みを活かして協力するとともに、自治会や市民活動団体の活動を支え、持続可能な地域づくりを進めていくことの重要性が、これまで以上に高まっています。

(2) 改定の目的

これらの背景を踏まえ、橿原市では平成25年3月に策定された「橿原市市民協働指針」の改定に向け、学識経験者や公募市民による「市民活動推進会議」、庁内の「推進委員会」及び「実務担当者部会」などで協議を重ねてきました。

今回の改定では、従来の協働の基本的な考え方や方向性は維持しつつ、以下の点を強化します。

- 制度や仕組みの見直し
- 新たな協働事業への取組
- 多様な主体が関われる環境づくり

これにより、市民一人ひとりが主体的に地域活動に関わり、誰もが安心して暮らせる、持続可能なまちの実現を目指します。

◆「多様な主体」とは

市民協働の担い手である「多様な主体」とは、以下のような多様な立場の人及び団体を指します。

「市民」：檀原市に在住・在勤・在学するすべての個人

地縁組織※₅（自治会等）、NPO法人、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校、経済・産業団体などの各種関係団体

「行政」：檀原市

多様な主体

市民

- 市民個人
- 地縁組織
- NPO法人
- 市民活動団体
- 企業
- 学校
- 各種関係団体
 - ・経済、産業団体など

行政

- 檀原市（市行政）

2 市民協働とは

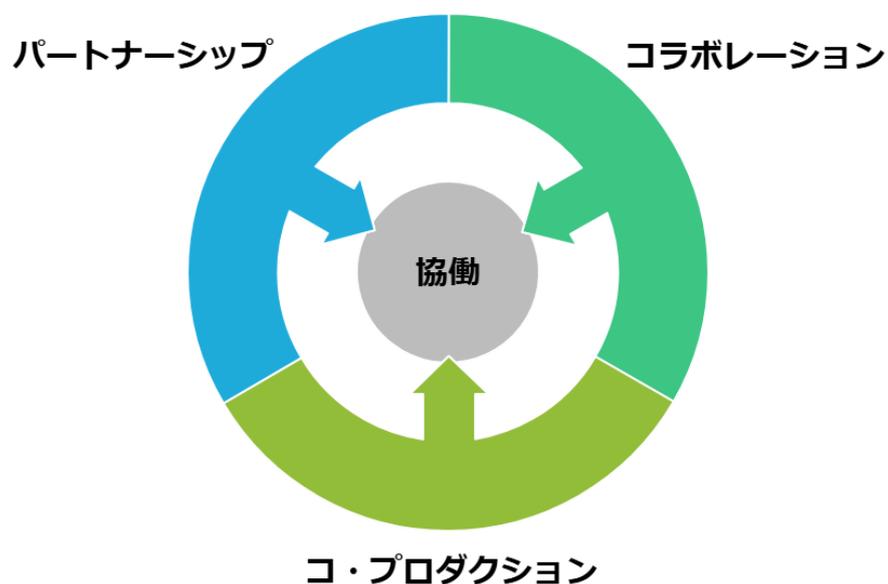
(1) 協働

「協働（きょうどう）」とは、異なる立場や役割を持つ人や組織が、それぞれの特性を活かしながら共通の課題や目的に向かって連携・協力する仕組みを指します。

英語では以下のような表現が用いられます。

- ・Partnership（パートナーシップ）：対等な関係性での連携
- ・Collaboration（コラボレーション）：協力による相乗効果
- ・Coproduction（コ・プロダクション）：共に創り出すプロセス

協働は、その実施自体が目的ではなく、課題を解決するための「手段」です。単独では解決が難しい課題に対して、話し合いを重ねながら、お互いの不足を補い合い、効果的かつ効率的な解決策を導き出すことが可能になります。



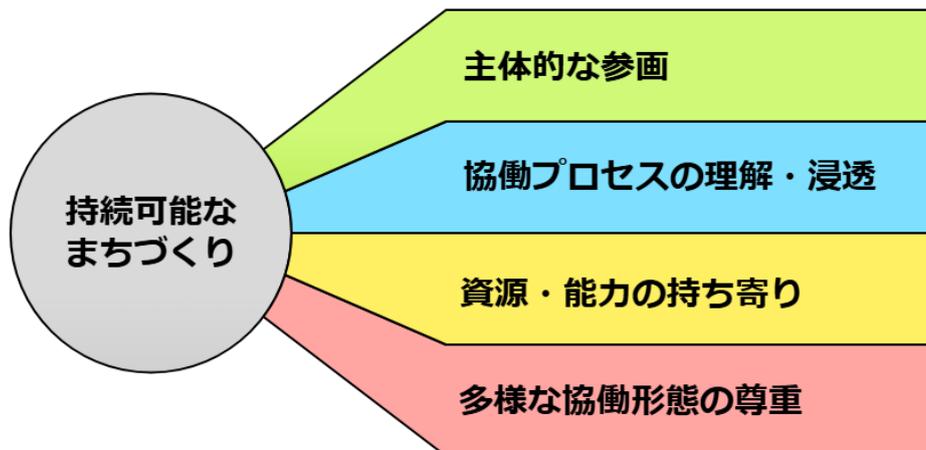
Made with Napkin

(2) 市民協働の考え方

市民協働とは、市民と行政が、それぞれの役割と責任を認識しながら、共通の目的の実現に向けて連携・協力するまちづくりの取組を指します。

市民協働は、この考え方に基づき、具体的には次のような取り組みが求められます。

- 主体的な参画
市民や行政が施策や事業の計画・実施・評価に主体的に関わる
- 協働プロセスの理解・浸透
地域のつながりを活性化し、協働の考え方や進め方を共有
- 資源・能力の持ち寄り
市民と行政が協力し共通目的を達成
- 多様な協働形態の尊重
行政主導・市民主体など、状況に応じた柔軟な連携



Made with Napkin

すなわち、市民協働とは、単に役割を分担することではなく、共創「共に考え、共に創る」という理念に基づいた、持続可能なまちづくりのための実践的な手法です。

また、このように、市民協働は特定の立場の人だけが担うものではなく、地域に関わる全ての主体が協力し、共に地域づくりに参加する活動です。

さらに、多様な主体がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して行う活動もあります。社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

協働の関係				
市民の範囲		行政の範囲		
市民主体	市民主導	対等	行政主導	行政主体
市民が責任を持って独自に行う	市民主導の下で行政が協力する	市民と行政が連携・協力して行う	行政主導の下で市民の協力で行う	行政が責任を持って独自に行う

(3) 市民協働の必要性

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、以下のような状況になります。

- ・ 地域活動の担い手の高齢化
- ・ 価値観やライフスタイルの多様化
- ・ 地域課題の多様化・複雑化
- ・ 市職員数の減少及び市の限られた財源による行政サービスの対応の限界

このような状況の中、行政だけで地域の全てのニーズに応えることは困難になっています。そのため、地域の課題解決や持続可能なまちづくりの実現には、多様な主体がそれぞれの立場から連携・協力し合う「市民協働」の取組が不可欠であるといえます。

(4) 市民協働の効果

市民協働を推進し、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、それぞれの信頼関係を築くことで、地域社会が活性化し、行政運営の質の向上に繋がることとなります。

① きめ細やかなサービスの実現

- ・市民自らが小さな地域課題や生活ニーズに気づき、解決に動くことで、行政だけでは届きにくい現場に根ざしたサービス提供が可能になる。

② みんなでつくるまちづくり

- ・「自助・互助・共助・公助^{※6}」の多様な力を活かし、地域課題を解決する。
- ・市民が主体意識を持ち、行政と協力して、知恵や力がまちづくりに反映される。

③ 行政運営への効果 ※檀原市第4次総合計画 27 行政運営より

- ・共創する人材の育成：市民と行政が一緒に考え、協力できる人材を育て、行政の効率を高める。
- ・多様な主体との協働：市民と協力することで、効果的な施策を実現し、市民と行政の信頼関係を深める。
- ・行政運営の最適化：市民のニーズや社会情勢に応じて、行政の運営をより効率的にする。
- ・信頼の行政運営：「市民とともに『かしはら』をつくる」という信頼関係が基盤となり、まちづくりが進む。

3 檀原市の状況

(1) 現状、課題

① 社会環境の変化と市民協働の必要性

檀原市を取り巻く社会環境は、人口減少・少子高齢化の進行、価値観の多様化など、大きく変化しています。これに伴い、地域社会では個人と地域とのつながりが希薄化し、地域コミュニティ※₇の担い手不足や支え合いの仕組みの脆弱化が顕在化しています。

一方で、地域や社会への貢献意欲を持つ市民も増加しており、NPO やボランティア、企業などの活動が活発化しています。こうした市民の力を地域課題の解決やまちづくりに活かすには、市民と行政が連携し、共に取り組む新たな協働体制の構築が求められます。

② 自治会・市民活動団体の重要性と課題

自治会や市民活動団体は、防災、防犯、福祉、環境、美化活動など、行政だけでは対応しきれない分野で重要な役割を果たしています。

しかし近年、次のような課題が深刻化しています。

- ・ 構成員の高齢化と後継者不足
- ・ 役員の固定化や活動負担の増加
- ・ 活動の継続性や次世代への引き継ぎへの懸念

こうした現状を踏まえ、自治会や市民活動団体の活性化や組織力の強化に向けた支援の充実が急務となっています。

③ 橿原市における市民協働の現状と課題

現状及び課題（一例）※部局への調査結果

分野	現状の取組	課題
① 防災	防災講座や消火訓練・救命処置訓練・煙体験訓練等を実施。	市民の自助・共助に対する一層の理解や意識向上の機会確保。公助としての避難所不足や備蓄物資の確保困難な状況が不安。
② 官民連携※ ⁸	民間企業等と包括連携協定※ ⁹ の取りまとめ。各部局と企業の橋渡し役。	協定を締結したものの、実際が取組が不十分なものもあり、協定が形骸化しているケースもある。
③ 市民協働	市民活動団体への情報提供や講座開催などの支援や活動支援の補助。	団体会員の高齢化・減少、若年層の参加が限定、次世代への継承が課題。役員負担による運営の持続性に課題。
④ 補助金制度	補助金・助成金・交付金の交付を通じて間接的に市民協働に関与。	特定団体が長期間にわたって補助金を受けることによる既得権化※ ¹⁰ 、社会情勢の変化による当初の補助目的からの乖離、補助金へ依存することによる自立性阻害※ ¹¹ 、補助金の交付申請等に関する業務を市が一部において代行していることなどが課題。
⑤ 移住	移住希望者向け補助金や先輩移住者との交流支援。	若い先輩移住者の協力確保が困難。

分野	現状の取組	課題
⑥子育て	こども食堂※ ₁₂ 支援、フードパントリー事業※ ₁₃ 、ファミリー・サポート・センター事業※ ₁₄ 、子育てサークル・ボランティア団体に対する補助金交付など様々な支援を実施。	こども食堂などの担い手不足、ファミリー・サポート・センター事業におけるマッチングの難しさ、地域連携の必要性。
⑦健康スポーツ	市民の健康づくり推進、食生活改善推進員・運動普及推進員の養成、地域活動支援。 スポーツ団体・檀原市スポーツ協会・スポーツ推進委員と連携し大会運営や指導支援を通して、生涯スポーツ振興を推進。	団体会員の高齢化・減少。スポーツを「支える人」が不足。次世代人材の確保が課題。
⑧福祉	老人クラブ支援、一人暮らし高齢者の見守り活動、地域見守りネットワーク事業協定締結※ ₁₅ 。	老人クラブ数の減少や民生委員や団体の高齢化、担い手の固定化、次世代の確保が課題。
⑨環境	地球温暖化対策地域協議会 「エコライフかしはら」は、市民・事業者・行政の幅広い連携と協働のもと環境講座・研修会・パネル展・ウォーキングを実施し啓発。	協議会の認知度が十分に浸透しておらず、活動が限られた層にとどまっている。活動内容を広く伝えるための周知に工夫が求められる。また、現在は団体中心の構成で、個人の参加のあり方についても検討を進めることが必要。
⑩公園	市の管理する公園において地域自治会等と公園管理協定※ ₁₆ 締結、日常管理を協働。	自治会の高齢化による管理困難、草刈り・清掃回数の減少や市の代行が増加。

分野	現状の取組	課題
⑪住宅	自治会からの推薦者に空家コーディネーター※ ₁₇ 研修を受講していただき認定、地元と行政の橋渡しをしていただき空家の早期発見・対応を実施。	空き家コーディネーターは、空き家の所有者の同意なく空家に立ち入ることが困難で、対応できる範囲に限界がある。自治会において継続して空家コーディネーターを推薦する必要性が生じることが課題。
⑫教育	ボランティアと職員が協働で企画・運営する図書事業（各種行事・おはなし会）を展開。	多様な市民ニーズへの対応 ボランティアの担い手の確保と育成。

共通の課題として

- ・部局ごとに取組みはあるが、部局間での情報共有や横断的な連携が不足
- ・高齢化や会員数の減少、会員の固定化による担い手確保が課題
- ・市の財政状況が厳しくなる中で、財源（補助金等）と事業効果の見える化が求められる

（２）目指す姿

- ・キャッチコピー：「ともにぞだてる、わたしたちのまち」
- ・基本理念 ※檜原市第４次総合計画 11 市民協働より

市民が自らの意思と責任のもと地域の活動に参加しています。「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持ち、市民と行政が信頼関係を築き、協働による持続可能なまちづくりを実現します。

目指す姿（一例）の要点 ※部局への調査結果

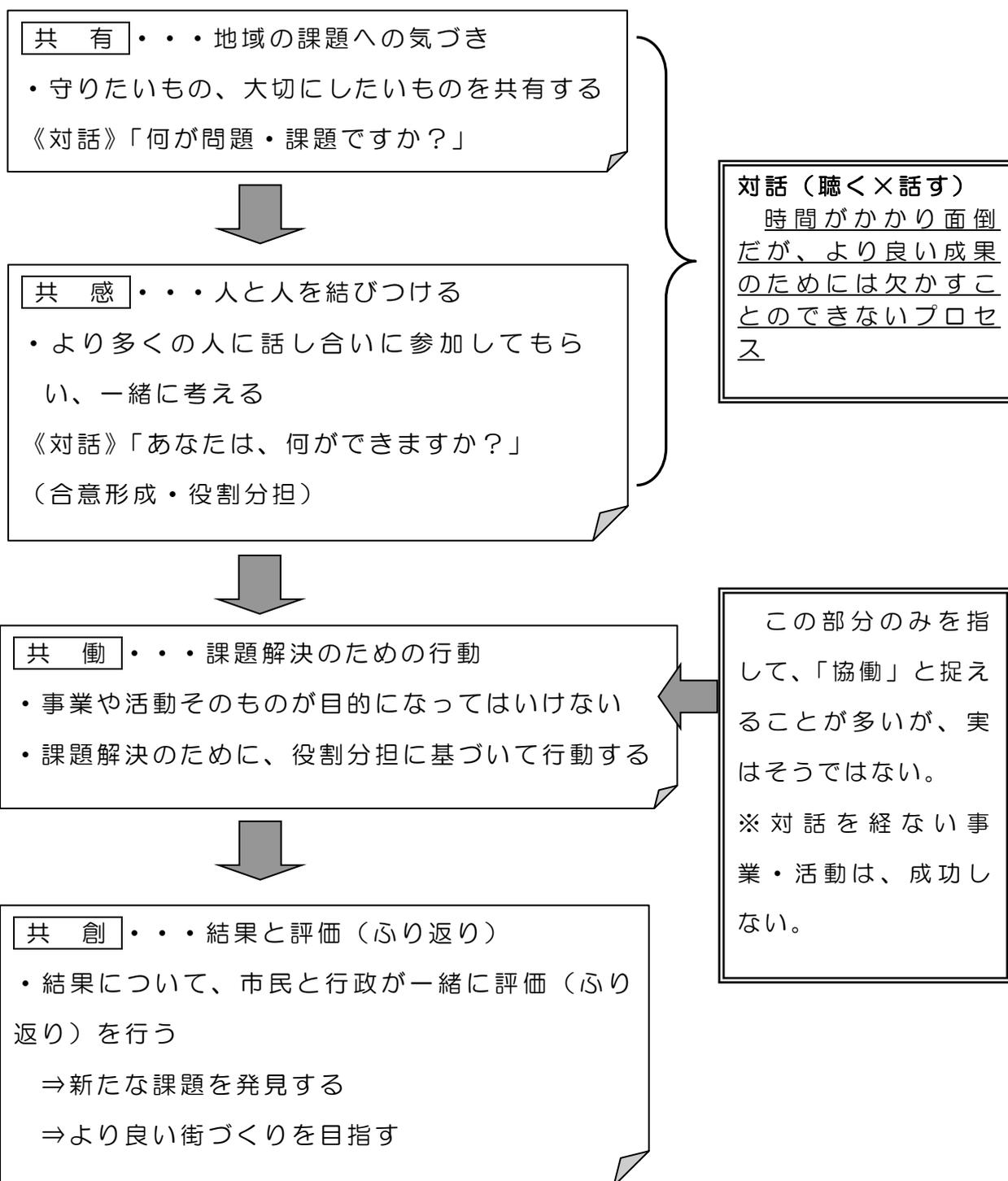
分野	目指す姿
①防災	市民と共に防災協働社会を実現し、生命・身体・財産を災害から守る体制を整備する。

分野	目指す姿
②官民連携	資源を有効活用した協働活動を推進し、地域活性化と市民サービス向上を図る。
③市民協働	市民活動団体の活動に参加しやすい環境を整備し、世代継承と活性化を実現し、市民と行政の信頼関係による協働を推進する。
④補助金制度	市民協働の在り方と補助金制度を見直し、透明性を確保し市民生活・福祉の向上に寄与する。
⑤移住	先輩移住者と行政が協力し、移住者交流やイベントを通じ魅力ある移住施策を推進する。
⑥子育て	社会全体でこども・若者支援に関わる環境づくりに取り組む。
⑦健康スポーツ	環境整備や健康に関する啓発を図り、地域団体等との連携を強化し、心身の健康を増進する。 誰もがスポーツに関わり、健康で豊かに暮らせるまちを目指す。
⑧福祉	自助・互助・共助・公助の理念に基づき地域主体で見守り・福祉活動を推進する。
⑨環境	現在関わっている団体との協力体制を維持・発展させながら、環境に関心を持つ多様な主体が参加しやすい仕組みを整備し、協議会の活動の裾野を広げていく。
⑩公園	地域住民が公園の日常管理に関わり、公園をより身近に感じ、愛着を持って利用してもらうことを目指す。
⑪住宅	市民と行政が対等なパートナーとして空家問題の解決を目指す
⑫教育	中南和の知の拠点として、地域に根ざした豊かな知性と心を育み、市民の主体的な課題解決を支える図書館を目指す。

4 市民協働によるまちづくりの進め方

(1) 協働を進めるには

① 協働へのプロセス



②協働を深めるために

協働は、「何をやるか」ではなく「なぜ・何のためにやるか」から始まります。

- ・まず、地域の課題や気づきを共有し、解決に向けて「どう進めるか」を話し合うことで共通理解を深める。
- ・「市民活動交流広場」や「ホームページ」などを活用し、気づきを共有できる場を広げる。
- ・話し合いの結果、目的や進め方に合意できない場合は無理に協働しない。
- ・協働の目的は、事業を一緒に行うことではなく、課題をより良く解決する。

(2) 環境づくり

市民協働をより円滑にするために、以下のような環境づくりを目指します。

① 活動拠点の現状と課題

1 檀原市市民活動交流広場の概要

- ・開設：平成23年4月、市民公益活動の拠点
- ・目的：活動拠点の提供、情報提供、人材育成
- ・主な機能：交流スペース提供、設備貸出（印刷機・パソコン等）、支援事業（出前講座※₁₈、ボランティア啓発）

2 課題

- ・コロナ禍で利用者減少しコロナ禍前の水準までは回復せず。
- ・団体構成員の高齢化、会員数減少。
- ・若年層の参加や新規活動のきっかけづくりに対する効果的なマッチングが難しい。

3 今後の方向性

- ・若年層向けのイベントや体験機会の提供
- ・SNS※₁₉などデジタル媒体を活用した情報発信強化
- ・地域団体と連携した次世代人材の育成・参加促進

② 人材育成

1 コーディネーター（市民活動相談員）※20の配置

市民活動交流広場に市民活動相談員（コーディネーター）を配置

- ・専門知識に基づき、市民や団体の活動をサポート
- ・今後は、SNS 活用やオンラインでの情報発信支援能力の向上が求められる

2 ボランティアの育成

- ・市民活動交流広場にて、ボランティア養成講座・市民活動講座を継続し実施
- ・新たな担い手不足や高齢化への対応
- ・初心者にもわかりやすく、実践的な学びと交流の場を提供

③ 行政支援

- ・目的

市の財政支援は、市民活動団体が実施する公益性のある活動の自立支援を目的としています。

- ・将来の自立に向けた支援

予算の範囲内での支援、団体の自立を促進するための指導やアドバイスをを行います。例えば、団体の運営能力を高めるための講座、他団体とのネットワーク構築支援などが含まれています。

また、支援を通じて団体が自己運営できるようになることを目指し、行政は持続可能な運営体制の支援を行います。

④ 情報共有・発信

- ・市民活動団体と行政の情報共有を推進
- ・市民活動交流広場を通じて、活動紹介や情報発信（情報誌、Web、SNS）
- ・市民活動団体紹介、活動報告、市の事業情報提供により相互理解・連携強化

⑤ 協働事業の評価

市民活動交流広場運営協議会を開催し、広場の運営状況などについて報告・意見交換を行うものとなります。成果や課題を共有し、

それらを今後の運営改善に反映させ、事業資質の向上を図るために活用するものとなります。

⑥ 地域における市民協働支援

市民が、地域において身近に相談でき、また市民や地域の声を把握し、行政に反映できるようなしくみづくりや環境づくりに努めます。市民が必要とされる情報や手続きをなるべく分かりやすく提供するとともに、行政として、地域における市民活動を後押しするため、市民ニーズの把握、行政が持つノウハウの提供、人材の育成、相談しやすい環境づくりに努めます。

5 市民協働の体制づくり

市民協働を推進していく上で欠かすことのできない考え方や姿勢について触れ、協働に関する知識を実践に活かせる体制を作っていきます。

(1) 行政の役割と姿勢

行政は「協働のまちづくり」を推進する重要な役割を担います。

- ・職員一人ひとりが研修や実践を通じ、市民協働に対する理解と実践力を高める
- ・従来の行政主導型から脱却し、市民の多様なニーズに柔軟に 대응する姿勢を持つ
- ・市民活動に関心を持ち、情報を積極的に共有しながら協働型の行政への転換を図る

(2) 市民の意識と関わり方

市民一人ひとりが地域課題に関心を持ち、主体的に関わることで協働の原動力となり、こうした行動により、まち全体の協働力を高めます。

- ・「自分には関係ない」ではなく、「自分ごと」として地域と関わる
- ・身近なところから活動に参加し、その輪を周囲に広げる

(3) 地域（自治会など）

自治会や地域団体は、地域特有の課題に最も近い存在です。

- ・地区公民館※₂¹等を拠点に、防災・防犯・福祉・環境など多様な課題に取り組む
- ・より多くの住民が参加できるよう、世代間交流や住民同士のつながりを深める仕組みづくりを行う
- ・「地域でできることは地域で解決する」という互助・共助の文化を継承・発展させる

(4) 市民活動団体

① 市民活動

市民活動とは、市民が自発的に価値観や関心に基づいて行う活動で、医療や福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野にわたります。必ずしも公益的な活動に限定されず、消費者運動や反公害運動等のように当事者や関心を持つ人が自分の直面している課題の解決のため自発的に活動している場合も市民活動と定義されます。

② 市民活動団体

市民活動をする人が組織的、継続的に活動するために集まった団体を市民活動団体と言います。市民活動団体は、自主自立の精神に基づき活動し、地域の自治会や他団体と協働して地域活性化に貢献します。

③ ボランティアとNPO

1 ボランティアとは

- ・個人が報酬を目的とせず、技術や時間を提供して社会や地域に貢献
- ・共通の目的で集まったグループは「ボランティア団体」と呼ばれる

2 NPO

- ・「NPO」は Non Profit Organization（非営利組織）の略
- ・営利を目的とせず、社会貢献性の高い活動を行う民間団体
- ・狭い意味では「NPO 法人（特定非営利活動法人）」
- ・広義には以下のような非営利団体も含まれます。
公益法人（社団法人・財団法人）、社会福祉法人
学校法人、医療法人、宗教法人
政党、労働組合、同窓会、町内会など

3 ボランティアとNPOの関係

ボランティアとNPOは、ともに「地域や社会をより良くしたい」という公益的な志に基づく自発的な活動である点で共通していますが、次のような違いがあります。

◆ボランティアとNPO

	ボランティア	市民活動団体（NPO）
対象	個人	組織（団体）
目的と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会への貢献 ・ 地域の一員としての実感 ・ 作業の達成感 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使命（課題解決）のためにひとつの志の下に集まる ・ 活動の継続・拡大 ・ 支援者からの共感
活動の責任	個人の責任で活動	規約・定款などに基づく組織的活動
活動形態	一人または少人数でも可能	組織的・継続的な運営が基本
法人格	原則無（任意）	任意団体または法人格を取得する場合あり
報酬・収益	原則無	収益をあげることもできるが個人には分配しない
スタッフ	—————	専従スタッフ
収益活動の必要性	原則無	組織維持のため必要な場合が多く、重要
自立性・自発性	自主・自発性、社会貢献性、自己実現性、連帯性、柔軟性、先駆性など基本的な部分で共通	

NPO の多くは、個人のボランティア活動からスタートし、同じ志を持つ人が集まり、目標を共有しながら組織化されていくというプロセスをたどります。

したがって、ボランティアとNPOは対立する存在ではなく、むしろ連携・発展し合う関係にあります。どちらも市民協働の担い手として、地域課題の解決やまちづくりに大きく貢献しています。

6 これからの市民協働

－ ともにそだてる、わたしたちのまち －

私たちのまちは、行政だけでなく、市民や地域、市民活動団体、企業などが力を合わせてつくっていくものです。

それぞれが意思を持って地域に関わり、役割と責任を果たしながら、対話と協力を重ねることで、地域課題の解決とまちの活性化を目指します。

(1) 相互理解の促進

課題を共有し、連携・協力して理解を深めます。

- ・ 市民活動団体向けの情報誌発行や講座で情報を届ける
- ・ 出前講座で関心の高いテーマを学ぶ機会をつくる
- ・ 活動や事業の成果・課題を共有し、相互理解と信頼関係を深める

(2) 協働しやすい環境づくり

多様な主体が集い、活動できる場と人材を育てます。

- ・ 市民活動交流広場の活性化と活用促進
- ・ 地域を担う新たな人材の育成・発掘
- ・ 市民活動団体とのマッチング支援
- ・ SNS や Web を活用した情報交換、発信の場の整備

(3) 協働の体制づくり

連携を円滑に進める仕組みを整えます。

- ・ 市内の連携体制を強化し、協働事例を共有
- ・ 市民や地域と協働で実施できる事業を検討し、市民サービス向上を図る
- ・ 活動や事業の評価・振り返りを行い、改善に活かす

(4) 参加しやすい入口の明示

市民が活動に参加しやすいよう、具体的な方法を示します。

- ・市民活動交流広場の利用（打ち合わせ・情報交換・設備貸出）
- ・ボランティア講座や市民活動講座への参加
- ・地域イベントや防災・福祉・環境活動への参加

(5) これからの市民協働とは「ともにそだてる、わたしたちのまち」

多様な人々が力を合わせる協働の輪を広げ、持続可能で活力あるまちをみんなで作っていきましょう。

<資料編>

旧市民協働指針の成果	・・・P. 24
協働の取組一覧【一例】	・・・P. 25～28
各部の市民協働の現状・課題・目指す姿【一例】	・・・P. 29～33
用語解説	・・・P. 34～36
市民活動交流広場での活動の様子【一例】	・・・P. 37
檀原市市民活動推進会議規則	・・・P. 38～39
檀原市市民協働庁内推進委員会設置規程	・・・P. 40～42
檀原市市民協働指針～改定までのスケジュール	・・・P. 43
檀原市市民活動推進会議委員名簿	・・・P. 44

旧市民協働指針の成果

※旧指針の「環境づくり」の内容の検証

	旧指針掲載内容	補足事項	取組状況
①活動拠点	橿原市市民活動交流広場	活動拠点 情報の提供 人材育成	実施
②人材育成	コーディネーター	有資格者（ボランティアコーディネーション検定3級）を配置	実施
	ボランティア	市民活動講座の実施	実施
③財政支援	助成金制度	市民活動公募事業支援補助金	実施
		地域交流事業支援補助金	廃止
		子育て支援事業補助金	実施
④市民協働推進	市民協働推進事例	エコフェスタ	廃止
		地域子ども教室	実施
⑤情報共有・発信	情報誌の発行	ナビコンパスの発行	実施
	ホームページの掲載		実施
	市民活動団体と行政の情報の共有	SNSでの発信 登録団体へのメール送信 公共施設へのチラシ配布	実施
⑥協働事業評価	市民と行政が協働で実施 評価を行政施策に反映 情報公開の実施	市民活動交流広場運営協議会の開催	実施
⑦地域アドバイザーなど	地区公民館への職員の配置	行政ノウハウの提供 市民が気軽に相談 新規活動支援	未実施

協働の取組一覧【一例】

市民と行政・公益団体・民間事業者との連携事例

部名 (課名)	事業	協働の取組
(危機管理課)	各種企業等との 防災協定	地震や風水害による災害発生時に迅速な対応が出来るよう、民間企業や関係機関等と防災協定を締結。
企画戦略部 (企画政策課)	各種企業及び学 校法人との協定	市民・行政・地域団体等がそれぞれ有する人的・知的・物的資源を有効に活用し、相互に連携・協働することにより、地域課題に適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展、並びに市民サービスの向上を図る。
企画戦略部 (人権政策課)	各種団体への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 檀原人権ネットワークが実施する各種事業に協力（後援、補助）。 ・ 男女共同参画推進団体が実施する事業に協力（協力、共催）。
総務部 (市民協働課)	結婚活動支援事業	結婚を希望する方が相談できる場所として結婚サポーターによる婚活ルームを開催。また、出会いの場の提供として縁結び制度を実施。
魅力創造部 (観光政策課)	檀原夢の森フェ スティバル	一般社団法人檀原青年会議所と実行委員会形式で地域住民の主体的な参加を基盤とした市民参画型のまつりを実施。
魅力創造部 (昆虫館)	イベントの実施	ボランティア団体による昆虫館でのイベントや昆虫館周辺の里山整備を実施。

部名 (課名)	事業	協働の取組
こども部 (こども政策課)	こども食堂支援事業	こども等の居場所や食事の提供機会の安定的な確保を図るため、市内のこども食堂の運営者に対し、こども食堂開催支援金を交付し、こども食堂の経済的負担を軽減している。
	檀原市フードパントリー事業	認定NPO法人※ ₂₂ フードバンク奈良と協定を締結し、連携して食品を必要としているひとり親世帯等に対しフードドライブやフードボックスで集めた食品を配布するフードパントリー事業を実施し、こどもの貧困対策と子育て支援に繋げている。
こども部 (こども家庭課)	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを支援して欲しい方と子育てを応援したい方が、それぞれ依頼会員・援助会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動に関し、連絡・調整を行っている。
	子育てサークル・ボランティア事業	子育てサークル・ボランティア団体の活動に対して補助金を交付。また、団体の活動時に保育士派遣を行うなどの支援を実施。
健康スポーツ部 (健康増進課)	事業支援	団体による食生活改善啓発活動及び健康づくりのための運動普及活動の事業支援。
健康スポーツ部 (スポーツ推進課)	イベントの実施	総合型スポーツクラブ等と連携し、多くの方が参加できるスポーツイベントを実施。

部名 (課名)	事業	協働の取組
福祉部 (福祉総務課)	各種団体等の 協働事業	老人クラブ連合会への支援や民生委員による高齢者の見守り活動の実施。 地域見守りネットワーク協定締結事業者による地域での見守り活動を実施。
福祉部 (長寿介護課)	地域包括ケア システムの醸成	高齢者やその家族ができる限り地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉関係者や地域の各種団体、NPO法人や住民が連携し、サービスを一体的に提供していくためのネットワークを構築するため、地域包括支援センターや街の介護相談室を設置し相談体制の整備等実施。
環境部 (環境政策課)	橿原市地球温暖化対策地域協議会「エコライフかしはら」	地域の環境保全と地球温暖化防止に向けたプロジェクトの推進や普及啓発を目的として、協議会会員が協働で取り組む環境イベントの実施。
都市マネジメント部 (公園緑地課)	公園管理協定	市管理の公園について、地域自治会等と協定を結び、草刈・清掃等を1年を通し行ってもらい、公園の面積に応じて報償金を支払っている。
都市マネジメント部 (住宅政策課)	空家等対策事業	空き家の適切な管理と利活用を推進するため、「橿原市空家等対策プラットフォーム」を設立し、専門家団体と連携し、空き家の課題に対し、専門的なアドバイスと支援を提供。

部名 (課名)	事業	協働の取組
教育委員会事務局 (図書館)	団体貸出	檀原文庫連絡会など、地域での読書活動を支える団体に対し、図書館の団体貸出を実施。
	ビブリオバトル	檀原ビブリオバトル部と協力し、読書を通じたコミュニケーションを支援する取組としてビブリオバトルを実施。
	おはなし会	図書館ボランティアの会と檀原おはなしの会と協力し、図書館で子どもの読書環境を支える取組としておはなし会を実施。
教育委員会事務局 (人権・地域教育課)	地域学校協働活動	学校・家庭・地域が協働して子どもを育てることを目的とし、市立小中学校21校にある地域学校協働本部へ事業を委託している。授業や学校行事の支援活動、登下校の安全見守り活動等校区の実態に応じて多岐に渡っている。

各部の市民協働の現状・課題・目指す姿【一例】

部名 (課名)	分野別	現状	課題	目指す姿
(危機管理課)	①防災	出前講座による「地震への備え」「風水害への備え」「命を守るための防災」等の防災講座を実施。消火訓練・救命処置訓練・煙体験訓練や防災講座も実施。	市民の自助・共助に対する一層の理解や意識向上の機会を確保する必要あり。また、公助としての避難所不足や備蓄物資の確保が困難な状況が不安。	市民と共に防災協働社会を実現し、生命・身体・財産を災害から守る体制を整備する。
企画戦略部 (企画政策課)	②官民連携	民間企業等と連携する包括連携協定の取りまとめ。各部局と企業の橋渡し役。	協定を締結したものの、実際の実組が不十分なものもあり、協定が形骸化しているケースもある。	資源を有効活用した協働活動を推進し、地域活性化と市民サービス向上を図る。
総務部 (市民協働課)	③市民協働	市民活動交流広場を運営の中心に、市民活動団体への情報提供や講座開催など多様な支援を実施。団体活動を支援する補助金あり。	団体会員の高齢化・減少、若年層の参加が限定、次世代への継承が課題。役員負担による運営の持続性に不安。	市民活動団体の活動に参加しやすい環境を整備し、世代継承と活性化を実現し、市民と行政の対等な信頼関係による協働を推進する。

部名 (課名)	分野別	現状	課題	目指す姿
財務部 (財政課)	④補助金 制度	補助金・助成 金・交付金の予 算査定や補助金 制度の見直しを 通じて間接的に 市民協働に関 与。	長期間の補助と社 会情勢の変化によ る当初の補助目的 からの乖離、既得 権化、自立性や自 主性の阻害、市が 事務局業務を代行 するなど不適切な ものがある。	市民協働の在り 方と補助金制度 を見直し、補助 金等の透明性を 確保し市民生 活・福祉の向上 に寄与する。
魅力創造部 (地域振 興課)	⑤移住	移住希望者向け 補助金や先輩移 住者との交流支 援。	若い先輩移住者 の協力確保が困難。	先輩移住者と行 政が協力し、移 住者交流やイベ ントを通じ魅力 ある移住施策を 推進する。
こども部 (こども 政策課)	⑥子育て	こども食堂支 援、フードパン トリー事業・フ ァミリー・サポ ート・センター 事業、子育てサ ークル・ボラン ティア団体に対 する補助金交付 など様々な支援 を実施。	こども食堂などの 担い手不足、ファ ミリー・サポート・ センター事業にお けるマッチングの 難しさ、地域連携 の必要性。	社会全体でこど も・若者支援に 関わる環境づく りに取り組む。

部名 (課名)	分野別	現状	課題	目指す姿
健康スポーツ部 (健康増進課)	⑦健康スポーツ	市民の健康づくり推進、食生活改善推進員・運動普及推進員の養成、地域活動支援。	団体会員の高齢化・減少、役員負担、運営の持続性に不安あり。青壮年期の参加促進。	市民の主体的健康づくりを支援し、健康に関する啓発を図り、地域団体と連携して心身の健康を増進する。
健康スポーツ部 (スポーツ推進課)	⑦健康スポーツ	スポーツ団体・橿原市スポーツ協会・スポーツ推進委員と連携し大会運営や指導支援を通して、生涯スポーツ振興を推進。	スポーツを「支える人」が不足、支える活動に参加しやすい環境の整備が必要。	誰もがスポーツに関わり、心身とも健康で豊かに暮らせるまちを目指す。
福祉部 (福祉総務課)	⑧福祉	老人クラブ支援、一人暮らし高齢者の見守り活動、地域見守りネットワーク事業協定締結。	老人クラブ数の減少や民生委員や団体の高齢化、担い手固定化、次世代の確保が課題。	自助・互助・共助・公助の理念に基づき地域主体で見守り・福祉活動を推進する。

部名 (課名)	分野別	現状	課題	目指す姿
環境部 (環境政策課)	⑨環境	地球温暖化対策地域協議会「エコライフかしはら」は、市民・事業者・行政の幅広い連携と協働のもと環境講座・研修会・パネル展・ウォーキングを実施し啓発。	協議会の認知度が十分に浸透しておらず、活動が限られた層にとどまっている。活動内容を広く伝えるための周知に工夫が求められる。また、現在は団体を中心の構成で、個人の参加のあり方についても検討を進めることが必要。	現在関わっている団体との協力体制を維持・発展させながら、環境に関心を持つ多様な主体が参加しやすい仕組みを整備し、協議会の活動の裾野を広げていく。
都市マネジメント部 (公園緑地課)	⑩公園	市の管理する公園において地域自治会等と管理協定締結、日常管理を協働。	地域住民の高齢化による管理困難、草刈り・清掃回数減少や市の代行が増加。	地域住民が公園の日常管理に関わり、公園をより身近に感じ、愛着を持って利用してもらうことを目指す。

部名 (課名)	分野別	現状	課題	目指す姿
都市マネジメント部 (住宅政策課)	⑪住宅	自治会からの推薦者に空家コーディネーター研修を受講していただき認定、地元と行政の橋渡しをしていただき空家家の早期発見・対応を実施。	空家コーディネーターは、空家家の所有者の同意なく空家に立ち入ることが困難で、対応できる範囲に限界がある。自治会において継続して空家コーディネーターを推薦する必要性が生じることが課題。	市民と行政が対等なパートナーとして地域の空家問題の解決を目指す。
教育委員会事務局 (文化芸術振興課・図書館)	⑫教育	ボランティアと職員が協働で企画・運営する事業(各種行事・おはなし会)を展開。	多様な市民ニーズへの対応。 ボランティアの担い手の確保と育成。	中南和の知の拠点として、地域に根ざした豊かな知性と心を育み、市民の主体的な課題解決を支える図書館を目指す。
教育委員会事務局 (人権・地域教育課)	⑫教育	学校支援ボランティアが、授業や学校行事の支援活動、登下校の安全見守り活動等を実施。	学校支援ボランティアの担い手の確保。	学校・家庭・地域が協働して子どもたちの学びや成長を支える活動を目指す。

用語解説

No	用語	説明
1	行政	<p>行政とは、国や地方公共団体が市民の生活を支えるために行う公共サービスの提供を指します。近年は景気低迷や少子高齢化により財政状況が悪化し、多様化する市民ニーズに行政だけで対応することが難しくなっています。</p> <p>このため、限られた資源を効率的に活用し、市民や地域、民間など多様な主体と協力する「共創」の取り組みが重要です。さらに、自然災害やコロナ禍を通じて明らかになった行政の限界を補うためにも、「自助・互助・共助・公助」の役割分担や関係機関との連携体制の強化が求められています。</p>
2	檀原市第4次総合計画	<p>総合計画とは、檀原市が目指すまちの姿やそれを実現するための取組みを示した、施政の指針となる重要な計画です。檀原市第4次総合計画は、令和3年度からの長期を展望する基本構想と、中期的な取組みをまとめた基本計画で構成されるものです。</p>
3	ICT	<p>情報通信技術。インターネットやスマートフォンなどを活用した情報のやり取りや仕組みのことです。</p>
4	コロナ禍	<p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行によって社会全体に大きな影響が及んだ状況を指す言葉です。</p>
5	地縁組織	<p>居住する地域の住民が、協同して地域に関わる活動をする組織で、町内会、老人会、子ども会、PTA、隣組が含まれます。</p>
6	自助・互助・共助・公助	<p>自助：一人ひとりが、自分たちでできることを行う。 互助：家族や近隣住民など身近な人同士の助け合い。 共助：自治会やボランティア団体など組織的に行う助け合い。 公助：行政が行う支援やサービス。</p>

No	用語	説明
7	地域コミュニティ	居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会のことです。
8	官民連携	行政（官）と民間企業や団体（民）が協力して課題解決や事業を進める仕組みのことです。
9	包括連携協定	市と民間企業、大学、団体などが、地域課題の解決やまちづくりの推進に向けて、互いの強みや資源を活かし、幅広い分野で協力するための協定です。
10	既得権化	本来は一時的な権利や利益であったものが、長い間続くうちに固定化されてしまい、あたかも当然の権利のように扱われる状態を指します。
11	自立性阻害	本来自分たちで考え、行動すべきことが、外部の支援や指示に依存してしまうことで、自分たちの力で物事を進められなくなる状態を指します。簡単に言うと、『自分でやる力が育たない』ということです。
12	こども食堂	こどもたちへの食事の提供が行われていますが、地域の実情に合わせてそれぞれ実施されています。また、食事の提供のみならず、こどもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所としての機能も期待されています。
13	フードパントリー事業	経済的な困難などにより食料の確保に課題を抱える人々へ、食品を無料で直接配布する事業です。
14	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを支援して欲しい方と子育てを応援したい方がそれぞれ依頼会員・援助会員となり、地域で助け合う子育て支援活動に対し、連絡や調整等を行う事業です。
15	地域見守りネットワーク事業協定	一人暮らし高齢者をはじめ地域の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会全体で見守る体制を確保することにより、地域から孤立することを防止し、異変を早期に発見して必要な援助を行うことを目的として、橿原市地域見守りネットワーク事業に参画する協力事業者と市が結ぶ協定のことです。

No	用語	説明
16	公園管理協定	市と地域自治会・町内会等の間で、公園・緑地の草刈や草引き、清掃などの日常的な維持管理について締結する協定です。
17	空き家コーディネーター	地域で空家等となっている住宅や今後空家等になる恐れがある所有者等に対して、行政と連携・調整を行うとともに、適切な助言をする役割を担うひとのことを言います。
18	出前講座	橿原市の職員や市民活動団体が地域や団体先などに直接出向いて、講座や研修を行う仕組みです。参加者が会場に行かなくても学べる機会を提供することが目的です。
19	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で人と人がつながり、情報や意見、写真や動画などを共有できるサービスのことです。
20	コーディネーター	仲介、調整することです。よく使われる「ボランティアコーディネーター」は、ボランティアを必要とする人と活動したい人をつなぎ、関係機関と連携・調整しながら、活動が円滑に進むよう支援する役割を担うひとのことを言います。
21	地区公民館	地区公民館は、地域住民が『つどい』、『まなび』、『むすび』、『つくる』、『さがす』の5つの目標を持ち、地区の実状にあった公民館活動を推進しています。各地区公民館は、平成18年度より、各地区自治委員会及び自治会が指定管理者として管理・運営しています。
22	認定NPO法人	「運営組織や事業活動が適切で公益性が高い」と所轄庁から認定された特定非営利活動法人（NPO法人）のことです。認定を受けることで、寄付者への税制優遇措置など、NPO法人と寄付者の双方にメリットが生まれます。

市民活動交流広場での活動の様子【一例】

夏の寺小屋



2025 夏の寺小屋

来て！見て！知って！ ボランティア・市民活動

ナビコンdeマルシェ

出前講座体験会 & 活動発表会

日時 令和7年8月30日(土)
12:00~16:00

場所 権原市市民活動交流広場 (ナビコンパス)

対象 どなたでも (予約不要)

(先着200名)
昼弁当を自給す「飛鳥・新緑の宮跡」
PRラッパの配布もあるよ！

「ナビコンパスに登録されているボランティアの皆さんの活動を「手作り・体験」や「パフォーマンス」のワークショップでご紹介します！「かしはら出前講座」のメニューを実際に体験したり、各団体の活動発表で知らないことを学んだり…楽しいプログラムがもりもり！8月最後の土曜日、「こんなボランティア活動があるの!?」とか「一緒に活動してみたい!!」など…

「ナビコンdeマルシェ」でボランティア活動を知って身近に感じていただける、そんなひと時をごしませんか？
お子さんにも楽しんでいただけるプログラムもご用意しておりますので、皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひナビコンパスへお越しください。
お待ちしております！

★イベントの詳細は裏面をご覧ください。
HPはこちらから

【問合せ先】 権原市市民活動交流広場(愛称：ナビコンパス)
〒634-0904 権原市内藤町1-6-8(権原市観光交流センター5階)
TEL: 0744-47-2380 FAX: 0744-47-2381
E-mail: navicom@city.kashihara.nara.jp

市民活動コーディネーターによるボランティア講座



檀原市市民活動推進会議規則

平成 24 年 12 月 27 日規則第 78 号

檀原市市民活動推進会議規則

(設置)

第 1 条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年檀原市条例第 23 号）第 7 条の規定に基づき、檀原市市民活動推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議の委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 推進会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

檀原市市民協働庁内推進委員会設置規程

平成 22 年 11 月 1 日訓令甲第 19 号

改正

平成 23 年 4 月 1 日訓令甲第 8 号

平成 24 年 4 月 1 日訓令甲第 14 号

平成 26 年 4 月 1 日訓令甲第 10 号

平成 28 年 4 月 1 日訓令甲第 21 号

平成 29 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号

令和 2 年 3 月 31 日訓令甲第 39 号

令和 3 年 9 月 6 日訓令甲第 30 号

令和 4 年 3 月 31 日訓令甲第 16 号

令和 5 年 3 月 3 日訓令甲第 4 号

令和 6 年 3 月 29 日訓令甲第 17 号

令和 7 年 3 月 31 日訓令甲第 24 号

檀原市市民協働庁内推進委員会設置規程

(設置)

第 1 条 「市民と行政の協働を進めるまち」の推進に向け、その具体的な事業内容やその取組について調整及び検討を行うため、檀原市市民協働庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 檀原市市民協働指針の策定に関すること。
- (2) 市民と行政の協働を進めるための事務事業の調整に関すること。
- (3) その他市長が市民協働の推進に関し必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者部会)

第6条 委員会に、委員長が指示した事項について検討を行うとともに、市民と行政の協働を進めるための方策について調査研究を行うため、実務担当者部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長は、市民協働課長をもって充て、副部会長は、部会委員の中から部会長が指名する。

4 部会委員は、副委員長及び委員(指揮監督する課等の数が2未満の委員を除く。)のそれぞれが指揮監督する所属職員の中から1人を推薦し、その推薦された者をもって充てる。この場合において、推薦する所属職員は、課長補佐の職にある者とする。

5 部会委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、部会委員が人事異動等により欠員となった場合は、当該職員が所属する課等の長から推薦を受けた職員を部会委員に充てるものとする。この場合における補欠部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

7 部会長は、部会の会議の結果を委員会の会議において報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表（第3条関係）

所属	職名
	危機管理監
企画戦略部	企画戦略部長
財務部	財務部長
魅力創造部	魅力創造部長
こども部	こども部長
健康スポーツ部	健康スポーツ部長
福祉部	福祉部長
環境部	環境部長
都市デザイン部	都市デザイン部長
都市マネジメント部	都市マネジメント部長
教育委員会事務局	教育委員会事務局長
下水道部	下水道部長
議会事務局	議会事務局長

橿原市市民協働指針～改定までのスケジュール

年月日	主な内容
令和7年8月	橿原市市民協働庁内推進委員会 第1回「担当者部会」を実施
令和7年10月	橿原市市民協働庁内推進委員会 第2回「担当者部会」を実施
令和8年1月	「橿原市市民協働庁内推進委員会」 を実施
令和8年2月（予定）	「橿原市市民活動推進会議」 令和7年度第3回会議を実施
令和8年3月（予定）	パブリックコメントを実施
令和8年5月（予定）	「橿原市市民活動推進会議」 令和8年度第1回会議を実施
令和8年6月（予定）	「橿原市市民協働指針」改定

橿原市市民活動推進会議委員名簿

No.	役職	氏名	選出分野
1	会長	岡田 龍樹 (H21.11.9～)	学識経験者 天理大学副学長
2	副会長	榑谷 佐千代 (R2.6.22～)	橿原市自治委員連合会 会長
3	委員	大杉 和子 (R6.7.1～)	橿原市ボランティア連絡協議会 会長
4	委員	濱田 しま子 (R2.4.1～)	橿原市NPO法人連絡会 代表
5	委員	山本 晃平 (R8.1.1～)	(一般社団法人) 橿原青年会議所 理事長
6	委員	棚橋 美枝子 (H28.7.1～)	NPO法人日本結婚教育協会
7	委員	黒田 浩子 (R5.7.1～)	市民より公募
8	委員	和田 光弘 (R7.7.1～)	市民より公募

橿原市市民協働指針

平成25年3月

令和8年6月改定

編集・発行 橿原市（総務部市民協働課）

※市民活動についてのお問合せは下記まで

橿原市市民活動交流広場（愛称；ナビコンパス）

〒634-0804 橿原市内膳町 1-6-8 橿原市観光交流センター5階

Tel:0744-47-2380 Fax:0744-47-2381

Mail ; navicom@city.kashihara.nara.jp

HP ; https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1025/2_1/index.html